

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第31回

確定申告のポイント

青色申告のメリット

確定申告の時期が近づいてきました。確定申告の方法は、「青色申告」と「白色申告」の二つの方法がありますが、今回は青色申告にスポットを当てて紹介します。

青色申告することによって、次の六つのメリットがあります。

個人事業の方、収益不動産をお持ちの方は、ぜひお読み下さい。

(1) 青色申告特別控除が活用できる

青色申告特別控除とは、青色申告する個人事業主(フリーランス)を対象としたもので、所得金額から「青色申告特別控除額」を差し引くことができる控除制度です。

控除額は、「10万円」「55万円」「65万円」の3つがあります。

65万円の控除を受けるには、複式簿記により帳簿を作成、貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、かつ、確定申告期限までに電子申告する必要があります。

紙で申告する場合は55万円の控除額となり、単式簿記や現金主義での帳簿の場合は10万円の控除額になります。

ご自分で確定申告をしている方は、この10万円の控除を受けているのではないのでしょうか。頑張っていて、65万円控除を目指しましょう。例えば税率が30%の場合は、「(65

万円-10万円)×30%」16万5千円」税金が軽減となるメリットがあります(当然、更に税率が高い方はそれ以上の効果があります)。

(2) 赤字の場合、翌年以降3年間繰り越すことができる

2021年が赤字の場合、翌年の確定申告の黒字額から2021年の赤字分を差し引いて所得額の計算ができます。しかし、白色申告の場合は、赤字の繰越しはありません。

(3) 赤字の場合、前年に支払った税金を取り戻すことができる

2021年が赤字の場合、前年に支払った税金が戻ります。

の還付を受けることができます。

赤字になるといっても、手持ちのお金が少なくなるといいうことです。前年に支払った税金を取り戻すことによって、補充ができます。

(4) 30万円未満の資産を購入した場合、全額を経費にできる

白色申告の場合、10万円未満の資産購入が購入時に経費にできます。青色申告の場合は30万円未満の資産購入が購入時に経費になります(年間合計300万円まで)。

買った物をしただけ税金を抑えられるので、翌年買おうと思ってい

中に買いましたという感じになります。

(5) 家族に支払った給与を経費にできる

一定の届出を提出することにより、全額経費としてご家族に給与を支払うことができます(白色申告の場合は、配偶者には86万円。それ以外の家族は1人50万円しか経費になりません)。所得税は所得金額が大きくなるに従って、税率が上がります。

税金を事業主が一人で負担するよりも分散した方が税率は下がるため、結果的に支払う税金の合計額も下がることになります。必要以上の分散はいけません。家族に働いてもらっている分に対しては給与として経費に

した方が税務上有利なのは明白です。

(6) 資産を購入した場合の減価償却による必要経費額を増額できる

一定額以上の備品、ソフトウェア、機械を購入した場合は耐用年数に応じた減価償却により複数年で経費化します。この経費化した金額を増額できるのです(特別償却といえます)。または、購入額に一定の割合を乗じた金額を所得税から控除できます(税額控除といえます)。

以上、青色申告には様々な特典があります。今まで白色申告をされてきた皆さん、確定申告の方法を見直されてはいかがでしょうか。



【事務所紹介】

蛭田昭史税理士事務所、顧問先数70社超で税務調査省略率100%!
東京都品川区西五反田7の22の17 T O Cビル11F、電話03-34490-3277
<https://www.hirata-kaikai.com/>